

「ひと・まち・みどり」を「みらい」へつなぐ
板橋区と独立行政法人都市再生機構との連携協力に関する協定書

板橋区（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）とは、「いきいきと暮らす緑と文化のまち“板橋”」を目指して、相互に連携して板橋区のまちづくりを総合的に進めるため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、少子高齢化が進行する等様々な地域課題を抱える板橋区のまちづくりを進めるに当たって、甲及び乙が連携して取り組み、「みらい」へ継承していく美しく安全で快適なまちづくりに資することを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達するため、以下の各号の内容について相互に連携するものとする。

- 一 既成市街地における都市再生の推進に関する次に掲げる取り組み
 - イ 魅力ある生活拠点の形成や防災性の向上に向けたまちづくりに関すること。
 - ロ 都市基盤整備に伴うまちづくりに関すること。
 - ハ その他甲及び乙が必要と認める事項
- 二 乙が板橋区内において管理する賃貸住宅ストックを含む地域における次に掲げる取り組み
 - イ 高齢者支援に関すること。
 - ロ 子育て支援に関すること。
 - ハ 防災対策及び災害発生時の対応に関すること。
 - ニ 国土交通省及び厚生労働省が推進する安心住空間創出プロジェクトに関すること。
 - ホ その他甲及び乙が必要と認める事項

（連絡会議の設置）

第3条 甲及び乙は、本協定に定める実施内容を円滑かつ着実に推進するため、連絡会議を設置するものとする。

- 2 前項に規定する連絡会議は、前条に定める事項の連携方策や実施内容等を協議するほか、相互の取り組みに関する状況報告及び意見交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、平成23年6月23日から平成26年3月末日までとする。

2 前項の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲乙又はその一方からなんらの申出がないときは、本協定の有効期間は1年間更新されるものとし、更新された協定についても同様とする。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成23年6月23日

甲 東京都板橋区板橋二丁目66番1号
東京都板橋区
区長 坂本 健

乙 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
独立行政法人都市再生機構東日本支社
支社長 根岸 尚

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
独立行政法人都市再生機構東京都心支社
支社長 大西 誠